

令和2年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第2回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開催日時	令和2年7月28日(火) 13時28分～14時50分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室	
出席者	公益代表委員 (5名)	石塚孔信 竹中啓之 松枝千鶴 山口政幸 山本晃正 (敬称略)
	労働者代表委員 (5名)	大木順子 喜納浩信 新内親典 日高実禎 三浦辰男 (敬称略)
	使用者代表委員 (5名)	岩重昌勝 岩元義弘 内 道雄 濱上剛一郎 森山麗子 (敬称略)
	事務局 (5名)	小林労働局長 田之上総括政策調整官 笹川労働基準部長 平松賃金室長 壺屋賃金室長補佐
議題	1 令和2年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達について	
	2 令和2年度産業別最低賃金の改正に関する申出等について (1) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (2) 自動車(新車)小売業	
配付資料	3 令和2年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問について	
	4 令和2年度産業別最低賃金改正に関する審議を行う運営小委員会に参加する関係労使について	
	5 最賃法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて	
	6 その他	
	1 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)	
	2 第2回目安に関する小委員会配布資料	
	3 第3回目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料	
	4 就業形態別労働者一人平均1時間当たり賃金(鹿児島県)	
	5 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移(鹿児島労働局)	
	6 最低賃金額と生活保護費の比較(令和元年度)	
	7 令和2年度産業別最低賃金の改正に関する申出書 (1) 電気機械器具、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業 (2) 自動車(新車)小売業	
	8 令和2年度鹿児島地方最低賃金改定に関する意見書	
	9 最賃法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて	
	10 月例経済報告(令和2年7月、内閣府)	

○ 石塚会長

皆さん、こんにちは。今年はコロナウイルス禍の真只中で、色んなところで状況が大きく変化してきております。その中で鹿児島県の最低賃金を決めていかなければならないということで、これまで以上に色んなファクターが入り混じった中で議論ということになりますので、例年に増して、みなさまの建設的なご意見を賜わってスムーズに決めていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

それでは、これから令和2年度第2回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。開会に先立ちまして、本審議会の成立等について、事務局から報告をお願いします。

○ 平松賃金室長

ご報告いたします。本日は、15名、全委員がお揃いでございます。定足数は、当然ですが、満たしておりますので、有効に成立しておりますので、ご報告いたします。

○ 石塚会長

どうもありがとうございます。本審議会は、有効に成立しているということでございますので、これより審議を始めたいと思います。

本日の議題は、1番から6番までありますので、順番に審議していきたいと思います。1番目の議題は、「令和2年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達について」です。笹川基準部長から答申の伝達をお願いいたします。

○ 笹川労働基準部長

それでは、私から答申文を読み上げる形で、伝達させていただきます。答申文は、資料番号1に添付してありますので、ご覧下さい。

令和2年7月22日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和2年6月26日に諮問のあった令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

続きまして、別紙1の「令和元2度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員の見解」になります。その経緯として、1を読み上げたいと思います。1、令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企

業・小規模事業所がおかれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

以上でございます。

○ 石塚会長

どうもありがとうございます。ただ今、中央最低賃金審議会における目安答申について、伝達を受けましたが、目安小委員会における労使各側の委員見解及び公益委員見解について、事務局から説明をお願いします。

○ 平松賃金室長

それでは、令和2年度地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解及び目安小委員会における労使各側の見解についてご説明いたします。資料1の2枚目を引き続き、ご覧いただきたいと思っております。

本年度の中賃の審議状況について申し上げますと、6月26日に厚生労働大臣から目安審議の諮問が行われ、7月22日に夜遅く答申が行われたところです。この間に、別途、目安に関する小委員会が特に7月20日以降の3日間については長時間、繰り返し行われていて、回数ではまことに申し上げにくいのですが、開催されております。その結果が小委員会報告として取りまとめが行われております。この小委員会では、十分審議を尽くしてもなお、労使相互の意見の隔たりが大きく、今年はさきほど読み上げましたとおり「引上げ額の目安を示すことは困難」とされました。先ほど、公益見解の1を部長の方より読み上げましたので、公益見解の2以降について、簡単に主な部分のみ説明させていただきます。2の(1)では、前半部分は、例年とほぼ同じ書きぶりでございます。2(1)の5行目からの後半からが、今年ならではの表現でございまして、「感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的勘案して審議を行ってきた」とされております。また、公益委員見解を取りまとめるに当たっては、①賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、続く②他方で感染症により経営状況が急速に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策を活用しながら雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、③足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること、④は、従来、目安審議等々でも注目されてきた賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率、これにつきましては、後ほど補佐の方からご説明させていただきますが、春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、⑤令和元年の雇用・経済に関する指標は、感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれら

の指標についても、各企業の労使のご努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考にするには慎重な検討を要すること、⑥日本においても、緊急事態宣言解除後に再び新規感染者の増加が見られ、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であることなど、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったというふうにまとめられております。

(2) では、「生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。」と記載されております。

(3) では、従来と違った記載がございまして、来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適当と考えるとされています。

(4) では、昨年と同じような書きぶりでございまして、最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告に基づいて、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要であるとされています。

以上が、中賃の公益委員見解を少しかいつまんでご説明いたしました。

続きまして、次のページの別紙2、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告がございまして、少し飛び飛びに読ませていただきますが、大きな2の労働者側の見解といたしましては、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義である。春季生活闘争では、労使の真摯な交渉を経て賃上げが行われている。これまで、ステップを踏んで最低賃金を引き上げてきたその流れを止めるべきではなく、この流れを断ち切れれば、デフレ回帰を惹起しかねないと述べられまして、雇用の確保と企業の持続性を担保することが現下の最重要課題であることは否定しないが、そのことと最低賃金引上げの重要性は分けて考えるべきであるにご主張されているもようでございます。次の段落では、さらにとしまして、最低賃金発効は早くても10月であることから、現下の厳しさだけをもって目安の示し方を議論すべきでない。日本経済の再生に向けて、内需拡大や落ち込んだ消費マインド上昇が必要であり、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージに賃金引上げを続けることがなり得るとご主張されております。また、今年ならではの書きぶりで、5行ほどとばしておりますが、コロナのリスクをとりながら、エッセンシャルワーカーといわれる労働者の方々が、生活に欠かせない仕事をしていただいているわけですが、最低賃金近傍で働く方も少なくなく、感染の不安や恐怖と闘いながら働き続けたいいわゆるエッセンシャルワーカーと言われる労働者に報いるべきであるということも付け加えられています。最終的には、今年中に800円以下の地域をなくすこと、トップランナーであるAランク、たとえば、ただ今千葉がAランクで923円でございますが、これが1,000円に到達する考えを誇示したいと述べられております。

今度は、3の使用者側の見解ですが、こちらの方も飛ばし飛ばしになりますが、読み上げさせていただきます。1枚めくって、3番目 使用者側の見解でございます。緊急事態宣言や休業要請等は大規模な需要喪失と幅広い業種や地域に影響をもたらした。宣言解除後も依然の状況に戻っていない。また、3行ほど、飛ばしますが、また、多くの企業が助成金当を活用した休業等を実施した結果、休業者は354万人超とリーマンショック時を2倍以上上回っている。また、地方の中小企業・小規模事業者からは、最低賃金引下げを望む声が多く聞こえる。これまで、政府

の引き上げ方針という時々の事情への配慮を求められ、昨年度の影響率は、過去最高の16.3%に達しているけれども、中小企業・小規模事業者の実態に基づいた納得感のある水準の決定を求める声が多く寄せられている。特に今年は、コロナのために先行きの見えない深刻な経済情勢の中、引下げを求める声も強まっているということなどが使用者側のご意見として大きく求められておりまして、これらを踏まえて、先ほどの公益見解としてまとめられて目安となっていると考えられます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○ 石塚会長

ありがとうございました。ただ今、中賃の目安答申の伝達につきまして説明がありましたが、委員の皆様から、何かご質問やご意見等はございませんでしょうか。公益委員の見解、労側、使側の見解まで、簡単に説明していただきましたが、どうでしょうか。

○ 新内委員

今年の目安は、示さないということになっていますが、これは、使側の方は凍結とか、ゼロという主張を中賃でされたと聞いております。我々のところにも、既に、いくつか、示さないということは、今年もう上がらない、目安ゼロという考え方で良いのですかという問い合わせがきている。労側としては、そうではないと思っていますが、目安示されないイコールゼロということではないということで、本省からも地方局にも、昨日あたり連絡が入っていると思いますが、事務局の方に連絡が入っているか教えてください。

○ 笹川部長

今回の目安について、本省の方からお聞きしているのは、文言のとおりであると。引き上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至ったという文言どおりで解釈するということは、伝えられています。

○ 新内委員

わかりました。

○ 石塚会長

よろしいですか。他に、よろしいでしょうか。それでは次に、資料について事務局からご説明をお願いします。

○ 壺屋室長補佐

資料2、資料4、資料5について簡単に説明させていただきます。なお、資料2は中央最低賃金審議会の第2回「目安に関する小委員会」で使用された資料ですが、この内、後ほど賃金室長から説明させていただきます「生活保護と最低賃金の比較」、「新型コロナウイルス感染症関係資料」、「参考資料」を除いて説明させていただきます。

資料2は、令和2年度に全国で実施いたしました最低賃金に関する実態調査のうち、「賃金改定状況調査」の取りまとめ結果でございます。この調査の概要につきましては、1ページ目に記載さ

れておりますが、簡単に申しますと、昨年6月と本年6月との賃金額を比較して、どの程度賃金改定がなされたかを調査したものでございます。調査の地域は、全国となっており、鹿児島においては、県下全域を対象に、実施しております。調査産業は、製造業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業となっております。調査事業所は、全国で15,641事業所を対象にしており、回収は、全国合計で4,796事業所です。回収率は30.7%となっております。続きまして、調査結果の中身でございます。3ページをご覧ください。第1表から第4表まで、その結果が取りまとめられております。第1表では「賃金改定実施状況別事業所割合」を、第2表では「事業所の平均賃金改定率」を、第3表では「事業所の賃金引上げ率の分布の特性値」を、取りまとめております。また、第4表では「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」を、「男女別」、「一般・パート別」に取りまとめております。第4表①の「調査産業計」の欄で「男女計」「Dランク」の賃金上昇率は0.9% 令和元年1.9%となっております。

次は資料2の③ですが、地域別最低賃金の未満率と影響率の推移をまとめた資料でございます。1枚目と2枚目はいずれも、総括表の基になる「最低賃金に関する基礎調査」結果を、1枚目はランク別に、2枚目は都道府県別にまとめたものです。令和元年度は、Dランクが加重平均で未満率1.2%、影響率11.6%に対して、鹿児島県は未満率0.5%、影響率12.6%となっております。3枚目は「賃金構造基本統計調査」結果をもとに、都道府県別にまとめたものです。鹿児島県は未満率1.9%、影響率7.6%となっております。対象となる賃金は6月分賃金と同じですが、賃金構造基本統計調査は、基礎調査と違って、4名以下の事業場は対象外ですが、基礎調査では対象にならない規模100名以上の事業場や、鉱業、建設業、運輸業などの業種も対象となっております。

資料2の④は、令和元年度の賃金構造基本統計調査結果を基にした都道府県別の賃金分布に関する資料でございます。労働者の区分毎に3種類の資料となっております。非常に小さい棒グラフで誠に恐縮ですが、1ページから13ページまでが一般労働者と短時間労働者を合計したグラフ、14ページから26ページまでが一般労働者のみのグラフ、27ページ以降が短時間労働者のみのグラフとなっております。なお、鹿児島県のグラフは、一般労働者と短時間労働者の合計が12ページにのっております。一般労働者のみが25ページ、短時間労働者のみが38ページに記載されております。

資料2の⑤には、最新の経済指標の動向（内閣府、月例経済報告（令和2年6月主要経済指標）が、まとめられております。説明は省略させていただきますが、後ほどご確認頂ければと存じます。なお、内閣府が7月22日に発表しました、「7月の月例経済報告」を、「資料10」にお付けしてございます。

資料4は、毎月勤労統計調査の地方調査（規模5人以上）をもとに、常用労働者、一般労働者、パートタイム労働者という就業形態別に、1時間当たりの賃金と、その前年同月比をとりまとめたものです。中段の一般労働者と、下段のパートタイム労働者の表には、それぞれ、令和元年度賃金構造基本統計調査の5~9人の規模から、男女別に1時間当たり賃金も算出してあります。

資料5は、毎年2月を中心に最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施しておりますが、その結果をとりまとめたものでございます。

○ 石塚会長

どうもありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。かなり膨大な資料になってはいますが、よろしいでしょうか。

(質疑なし)

○ 石塚会長

それでは、続いて、「生活保護費と最低賃金の比較について」、「新型コロナウイルス感染症関係資料」「中小企業・小規模事業者に対する支援施策」について、説明をお願いします。

○ 平松賃金室長

まず最初に、生活保護費と最低賃金の比較について説明させていただきます。資料6の方をご覧になりながら、お聞きいただければと思います。

今年は、委員の皆様は全く交代がございませんので、全ての委員の皆様が、昨年度の第2回本審でのご説明をお聞きいただいております。さらに県最賃の専門部会をご担当された9人の委員の皆様におかれましては、加えて昨年度の第1回専門部会でも、同じ計算方法のご説明をお聞きいただいております。今年度も、資料6の1枚目ですが、これは、平成29年度から本省の方で一括して作成しているもので、中央最低賃金審議会にも資料2の②のとおり全く同じものが報告されております。資料6の1枚目をご覧になられますとおわかりいただけますように、最低賃金は生活保護を、鹿児島の場合、平成30年度で18,780円、昨年、令和元年度で22,911円上回っているという結果がでております。この計算方法につきましては、昨年度までと全く同じ計算方法が用いられており、計算式の詳細は、資料6の2枚目以降に詳しくバックデータとともに、記載してございます。そこで、今年度につきましては、昨年度と同じ計算方法とお聞きしておりますので、この場では、昨年度との変更点3点をご説明し、詳細な計算式につきましては、資料6の2枚目以降をご覧くださいことで、説明を省略させていただきたいと思っております。

変更点の1点目は、生活保護の生活扶助基準といわれるスタンダードが平成30年10月に改定された点です。資料6の最後のページに生活扶助基準額が掲載されております。このうち全部が変わったわけではありません。第1類費と第2類費の合算額について、鹿児島に関係するのは、2級地-1、3級地-1、3級地なのですが、この3か所について、2級地-1は72,290円でしたが、平成30年10月に改定された時に、71,680円に改定されまして、610円の減少でございます。3級地-1は変わっておりません。3級地は64,620円から65,080円に改定されまして、460円の増加で変更されています。これが、変更点の1点目でございます。

変更点の2点目は、住宅扶助の実績値が、昨年まで平成28年実績を用いておりました。これが、新しい平成30年の被保護者調査による実績値に変更された点です。資料6の2枚目の計算したものがございますが、その中の住宅扶助費の実績値のところ新しいデータが貼り付けられ、計算に用いております。

変更点の最後、3点目でございますが、最低賃金と比較する際のその係数が、昨年まで0.823でございました。これは、資料6の3枚目の右側に、小さい字で細かく書いてありますが、昨年までの0.823から0.818に変更されます。この0.818は、平成30年度の最低賃金の最低額、これは、鹿児島県761円ですが、これを基に月173.8時間働いた場合の総所得と、平成30年度の税・社会保険料等の公租公課を考慮した可処分所得との割合から、0.818という指数が導き出されております。それにつきましては、最低賃金の引上げにより、社会保険料の標準報酬月額等級が1等級上昇したため、可処分所得の割合が低下したことによるものと説明がされています。

以上3点、計算に用いる数字が3か所、昨年度と違いますが、級地の区別とかそれ以外の数字や計算式には、全く変更がございません。昨年度は、細かくご説明させていただきましたが、今年度は詳しい計算式の説明の方は省略をさせていただきます。

続きまして、資料2の⑥の「新型コロナウイルス感染症関係資料」をご覧ください。これについて、ご説明を続けさせていただきます。最初の1は感染症の発生状況が、多少古いですが、国内・海外とも、グラフ化されて示されております。

6ページに飛んでいただいて、6ページの2は経済・雇用の指標で、当時6月の月例経済報告や、経済成長率の見込み、日銀短観などのDI値をグラフ化したものの指標が紹介されて続けております。20ページから、「足下の雇用情勢」でございまして、21ページには、県別に、令和2年5月と昨年12月の新規求人数の減少率を、A～Dのランク別に、左から減少率が大きい順に並べてグラフで示されています。22ページからは、全国の産業別の新規求人数の動向が紹介されています。今度は、25ページは全国の産業別に見た休業者の動向が紹介されておまして、26ページは、雇用形態別に見た休業者の動向が示されております。31ページは、政府の支援策が示されておまして、39ページには、雇用調整助成金の支給申請件数、支給決定件数、支給決定額の推移が日付を追って、全国のものが示されています。7月1日付けの日経新聞に、九州内各県の、雇用調整助成金の支給実績などが、要領よく掲載されておりましたので、参考までに記事のコピーを机上に配布させていただきます。

なお、雇用調整助成金については、33ページに色んな支援策を1ページにまとめた一覧がございまして、これらの中から5番目に記載されているものの詳細が雇用調整助成金になります。39ページになります。33ページの一覧の上から4番目、休業期間中の賃金が払われない労働者が直接申請できる給付金である「新型コロナウイルス感染症対応、休業支援金・給付金」が新設され、7月10日から郵送での受付が開始されております。ホームページから取った概要を1枚紙で、机上に配布させていただきますので、概要はそちらをご覧ください。

今度は、資料2の参考をご覧ください。こちらは、「第1回目安小委員会における、追加要望資料」です。2ページは高卒初任給の資料、3ページは平成14年から昨年までの最低賃金額の最高額と最低額の地域間格差をあらわす資料になっています。今度は、4ページ、5ページは、実際の求人を見たものですが、4ページはパートタイム労働者1求人あたりの募集賃金額の平均額を県別にみたものです。5ページは同じくパートタイム労働者1求人あたりの下限額を県別にみたもので資料とされております。4ページ、5ページは、県別にみられる資料になっております。

6ページからは消費者物価や消費支出に関するデータが並んでおります。

8ページからは、今度は、これまでも第1回本審でご説明してまいりましたが、中小企業の生産性向上等に関する支援策で、具体的な件数などは、9ページに全国の件数が紹介してございます。私ども労働局に関係が深いものをピックアップしてご説明してまいりますが、まず、業務改善助成金です。業務改善助成金は、企業の生産性向上に資する設備投資、機械設備やPOSシステムの導入、などの業務改善を行うとともに、時間給で換算した事業場内の最も低い賃金を25円から90円、上げた中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資に要した経費の一部を助成するというスキームの支援策でございます。全国の元年度の決定実績は542件です。昨年の資料によりますと、平成30年度は870件でございました。鹿児島県は、令和元年度に6件、決定しておまして、合計額は387万7千円でございます。ちなみに、平成30年度は10件、金額にしまして523万2千円を支給決定しております。

続きまして、今度は、働き方改革推進支援助成金という欄をご覧ください。こちらは、令和元年度は「時間外労働等改善助成金」という名称でご紹介したものと同じものでございます。こちらにも、全国の支給決定実績は1万2167件、鹿児島局は、元年度に87件、支給決定しておりまして、今年度も4月以降、既に26件の申請を受けておりまして、15件は、支給決定済みということになっております。

今度は、次にキャリアアップ助成金でございます。キャリアアップ助成金の方は、全国で令和元年度に74238件支給決定していると資料でございます。鹿児島局では、700件、金額を合計いたしますと約5億3294万円の支給決定をいたしております。

昨年度は、審議会が終わりまして10月以降、働き方改革を含めて、私ども賃金室の他に、監督課・雇用環境・均等室ともタイアップして、各地の商工会・商工会議所などに出向きまして、これらの支援策をご説明し、できるだけ活用していただけるよう周知に努めてまいりましたが、なかなか申請や支給決定まで至らないという制度もございます。今後とも引き続き、中小企業への支援策の周知を、労働局内で十分連携して図って進めてまいりたいと思っております。

今度は、資料2の参考の11ページの方にお移りください。11ページは、春季賃上げ妥結状況、12ページが全国の休業者の動向になります。なお、春季賃上げ妥結状況といえ、例年、鹿児島県が発表されたデータを資料として取り込んで資料としてご説明しておりましたが、私どもも注意しているのですが、今、現在、鹿児島県から発表された妥結状況が見当たりません、鹿児島県の妥結状況はまだまとめられていない模様でございます。12ページが全国の休業者の動向。今度は、13ページ以降は全国の産業別の倒産件数を紹介してございます。これが、13から16ページまで続くのですが、13、14ページは東京商工リサーチによる取りまとめ結果でございます。15・16ページの方は、同じく倒産件数でございますが、帝国データバンクによる倒産件数という形で、微妙に、ちがった数字が出ているということになっております。

今度は、ちょっと続きまして、17、18ページは、7月3日現在集計分による新型コロナウイルス感染症に起因する雇用調整の事業所数・労働者数でございます。中賃には、この7月3日現在集計分の方が提示されておりますけれども、これにつきましては、最新のものが、7月17日現在集計分が発表されておりましたので、机上に1枚紙を配布すると形でお配りをさせていただいております。こちらが、最新分ということでございます。

今度は、20、21ページは、平成30年度の賃金構造基本統計調査を元に、全国の今度は、産業別にみました未満率・影響率を計算した一覧になります。

22ページ以降は、新型コロナウイルス感染症による離職を防ぐため、政府から経済界に対しまして、雇用維持の配慮をお願いした際の要請書がずらっと並べて付いているという状況でございます。

続きまして、資料3、第3回目安に関する小委員会配布資料の方に移らせていただきます。

こちらの方は、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えていくために、中小企業へしわ寄せが集中しがちであるということで、この「取引条件のしわ寄せ」を防ぎ、また、中小企業の皆さんが抱えておられるテレワークの遅れ、テレワークに必要なIT設備や、取引が、相変わらず、発注書という紙ベースで行われている、言葉は悪いですが、中小企業の抱えている「弱み」を、大企業とできるかぎりパートナーシップを組んで乗り越えていこうという趣旨で開かれた未来を拓くパートナーシップ構築会議の資料などが掲載されている資料になっております。

以上簡単ですが、お付けしている資料をご説明させていただきました。

○ 石塚会長

どうもありがとうございました。それでは、只今の説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。最初の生活保護費と最低賃金の比較については、計算方式は例年どおりということですが、基準の数値が若干変わっているのが反映されていて、生活保護費と最低賃金については、最低賃金の方が上回っているという事実は変わりませんということです。あとは、新型コロナ関連の資料が今回は、かなりたくさん付いていて、その資料とデータについての説明がありました。そして、中小企業・小規模事業者に対する支援施策については、例年あるわけですが、今回は新型コロナ関係の資料がその中に入っているということだったと思うのですが。なかなか膨大な資料なので、今すぐに見て全部把握するというのは難しいかもしれませんが、何かお気づきの点はございませんでしょうか。それでは、もし何かお気づきの点がございましたら、事務局の方でもかまいませんし、次回持ってきていただいてもかまいませんので、よろしくお願いいたします。

○ 小林局長

先ほど来、事務局から説明申し上げましたが、既に諮問し、専門部会に、審議が移ると思いますが、目安の答申が出たということで、若干感想を申し上げたいと思います。今回は、目安の金額が示されないというステージになっておりますが、過去にも平成14年、平成16年、平成21年度と3回にわたり目安が示されない期間がありました。既に、これらの経験等をふまえながらの審議になるかと思いますが、目安の答申の中に、触れられているように、地域の経済・雇用の実態ということで、鹿児島における経済・雇用の実態がどの程度傷んでいるのか、どの程度、経済への深度が深まっているのかという点を具体的に考慮していただき、また、一方、地域間格差の縮小という意味では、東京がひとつの例になりますけれども、1,013円に対しての790円、223円の賃金格差という点、また、Dランクということで鹿児島を含め福島を除く15県が、790円で並んでいるという、これら2つの地域間格差を、どのように考え、今回、改定するのかというのが必要ではないかと思っております。

特に、雇用の実態につきましては、先ほどの資料にもありますように雇用調整助成金などで、休業をしながら解雇せずに就労が継続しているというのが実態だと思っております。雇調金の申請状況も踏まえると、鹿児島については、4,500件程度ということで、福岡は13,000件程度であります。既に、4,500件が事業主から申請を受けているということです。また、一方、コロナによる解雇・雇止めですが、ゼロではなく413名にわたっているという点があります。また、全国ベースにはなりますが、休業者も300万人台を超えているということです。これは通常、100万人台にとどまっているということからすれば、200万人以上が、休業状態でなんとか雇用が維持されているという実態を表すものではないかと思っております。今後、雇調金につきましても、9月30日で支援期間が一応終わるといことも含め、これらの休業状態から再度、就労になるのか、休業から解雇になるのか、重要なステージに移行するのかわかりませんが、若干危機意識を持っている状態です。これらの状態を踏まえ、10月以降の最低賃金のあり方について十分、ご議論していただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 石塚会長

それでは、よろしいでしょうか。それでは、議事を進めます。先ほど笹川基準部長から目安答申の伝達があり、そして、事務局から中賃での資料などの説明がございました。県最賃専門部会は、8月4日に第1回を予定しておりますが、先程の目安答申や事務局の資料などを参考にして、労使ともに相互の立場を理解しながら、今後の最賃専門部会において適正かつ公正な結論が出るように、十分議論を尽くしていただきますようお願いしたいと思います。

それでは、2番目の議題は「令和2年度産業別最低賃金の改正の申出等について」です。「産別最賃の改正に関する申出」について、事務局から説明をお願いします。

○ 壺屋室長補佐

産業別最低賃金の改正等につきまして、ご説明いたします。産業別最低賃金の改正につきましては、関係労使等から最賃法第15条第1項に基づく改正等の申出を受けて審議に入るという形になっております。鹿児島県における産業別最低賃金は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、以下、電気関係製造業と言わせていただきます。それと、百貨店・総合スーパー、自動車（新車）小売業の3業種について決定されており、本年度におきましては、電気関係製造業と自動車（新車）小売業につきましては、それぞれの業種に関する最低賃金の改正等の申出をそれぞれの労働団体から受けております。百貨店・総合スーパーにつきましては、本年度、意向表明がありませんでした。申出の状況につきましては、お手元の資料のNO.7の(1)と(2)のとおりでございます。

電気関係製造業につきましては、令和2年7月10日に、「京セラ労働組合国分支部」と「パナソニックデバイスSUNX九州労働組合」より申出書の提出があり、同日受理しております。「自動車（新車）小売業」につきましては、令和2年7月15日、「自動車総連 鹿児島地方協議会販売部門連絡会」より申出書の提出があり、同日受理しております。これらの申出書の内容を審査いたしました結果、それぞれの申出書の理由欄に記載されておりますとおり、使用される労働者数は事務局がそれぞれの産別に適用される基幹的労働者数を算定し、関係労使団体あてに通知した労働者数です。労働協約適用の労働者数の割合は、電気関係製造業が53.73%、自動車（新車）小売業は49.5%となっております。改正の申出の要件であります産業別最低賃金の適用がある基幹的労働者数のうち、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける基幹的労働者数が概ね3分の1以上であるということを満たしており、申出書として問題ないものと思われま

○ 石塚会長

どうもありがとうございました。産別最賃については、①電気機械器具等製造業関係と②自動車（新車）小売業から改正の申出がなされ、申出の要件を満たしているということが確認されたという、ただ今の説明でしたが、何か質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

○ 石塚会長

それでは、この電気関係製造業と自動車（新車）小売業の2つの産別最賃の改正申出につきましては、このような形でよろしいかと思

(異議なし)

○ 石塚会長

それでは産業別最低賃金の審議に関する今後の大まかなスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○ 壺屋室長補佐

産業別最低賃金の改正に関する今後のスケジュールを説明いたします。

本日、この後、小林労働局長から「改正の必要性の有無について、調査審議をお願いします」という諮問をさせていただきます。この諮問を受けて8月18日午後1時30分からと8月20日午前10時から予定しております運営小委員会で、まず産業別最低賃金の改正の必要性に関する調査審議をしていただくこととなります。

運営小委員会におきましては、中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会によれば「全会一致の議決に至るよう努力するものとする」とされており、十分に審議を尽くしていただくために、今年度も複数回の日程を調整しているところでございます。運営小委員会で結論に至った場合は、その後に本審を開催して運営小委員会から調査審議の必要性に関する報告を受け、答申をいただくこととなります。これは、産業別最低賃金の専門部会とは異なり、運営小委員会には最低賃金審議会令第6条第5項の適用がなく、運営小委員会で結論が得られた場合には必ず、本審に審議結果を報告しなければならないとされております。

例年の流れにあてはめると、運営小委員会の後、8月21日以降に開催予定の第4回本審において運営小委員会の報告を受けて、答申をいただいております。8月18日、20日の運営小委員会で結論が出なかった産業別最低賃金につきましては、3回目の運営小委員会を開催し、引き続きご審議いただくこととなりますが、第4回本審までに結論に至らなかった場合には、結論が出た後に第5回本審を開催して、運営小委員会の報告を受けていただくこととなります。その後、本審において、産業別最低賃金改正の諮問をさせていただいた後、産業別最低賃金専門部会の委員の公示を経て、専門部会を立ち上げて調査審議をお願いすることとなります。産業別最低賃金の発効につきましては、基本的には年内発効を目標としていることから、今年の産別最賃につきましても、9月下旬から10月にかけて専門部会を開催していくことを考えております。前回の第1回本審で、運営小委員会は、1回目が8月18日午後1時30分から、2回目が8月20日午前10時から開催するという日程だけは決定しておりますが、関係労働者の人数、選出方法等が決定しておりませんので、この後にご審議をお願いしたいと思います。

○ 石塚会長

ありがとうございます。事務局から産業別最低賃金に関する今後のスケジュールにつきまして、ご説明がございましたが、ご質問等はございませんか。

(質疑なし)

○ 石塚会長

よろしいでしょうか。それでは、3番目の議題に入っていきます。ただ今の申出書に基づいて、「令和2年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問」を小林労働局長にお願いします。

○ 小林労働局長

それでは、私から諮問します。

鹿 労 発 基 0728 第 1 号

令 和 2 年 7 月 2 8 日

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 石塚 孔信 殿

鹿児島労働局長

小林 剛

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械

器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和2年7月10日付けをもって申出代表者京セラ労働組合同分支部支部長堀雄一及びパナソニックデバイスSUNX九州労働組執行委員長坂口浩太郎から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第4号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

あわせて、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金についても、その必要性の有無について諮問しますので、どうぞよろしくお願いします。

○ 石塚会長

それでは、ただ今、小林労働局長から、2つの産業別最低賃金の改正の必要性の諮問を受けましたので、本日の議題の4番目「令和2年度運営小委員会に参加する関係労使について」審議したいと思えます。まず、事務局から説明してください。

○ 壺屋室長補佐

産別最低賃金に関しましては、まず、運営小委員会を開催して、改正の必要性の審議を行うわけですが、この運営小委員会では、関係労使、オブザーバーのご意見等を聞いております。

まず、これまでの流れを簡単にご説明いたします。第1回本審の資料、インデックス「資料2」の最後⑥の「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応について」の記の2で、「産業別最低賃金の必要性の有無に関する調査審議は、鹿児島地方最低賃金審議会委員で構成する運営小委員会に当該産業の関係労使をオブザーバーとして参加させて行う。」と定められておまして、また、運営小委員会運営要領の3の2で「関係労使の人数は同数」とすると定められており、平成15年から関係労使が参加した運営小委員会が開催されております。

本日、委員の皆様にご審議いただきたい事項は3つございます。1つ目は「関係労使を各何名ずつにするか」、2つ目は「選任方法はどのようにするか」、3つ目は「いつまでに選任するか」という事項です。1の「関係労使を何名ずつにするか」について若干の経緯を申し上げますと、昨年度の第2回本審で、2つの産別最賃とも労使各1名ずつとし、いずれかの参加が無くても、例えば労

側だけとか、使側だけという、そういう場合でも運営小委員会の結論を受け入れるということで、合意がなされました。これらを踏まえ、今年も関係労使の人数を、産別ごとに決めていただくとともに、関係労使は可能な範囲で参加していただき、万一参加できなかった場合でも、運営小委員会での結論を受け入れて審議するか、あるいは受け入れないかという点につきましても、あらかじめお決めいただけましたら、今後の運営がスムーズにいくかと思われしますので、よろしくお願いたします。

2つ目の選任方法ですが、昨年度は労側、使側の各団体からの推薦があり、関係労使の推薦手続きは事務局あてに任意の様式で、該当する産別の件名、関係労使の所属団体もしくは事業場名、職氏名、住所、電話番号等連絡先を記載していただいたものを、FAX等で推薦していただきました。本年度も同様でよろしいか、ご確認いただきたいと思ひます。様式は任意ですが、事務局で、参考の推薦様式も準備しております。

3つ目の「選任の時期」につきましては、第1回本審でご承認いただきましたとおり、8月7日(金)までをお願いしたいと考えております。なお、第1回本審において、1回目の運営小委員会の開催日は8月18日(火)午後1時30分から、第2回運営小委員会は8月20日(木)午前10時から開催することをご了承いただいておりますが、再度ご確認をお願いします。

○ 石塚会長

ありがとうございます。関係労使の選任について、ただ今、事務局から説明がありました。

まず、1の関係労使の人数を各何名にするか、また、万一参加できなかった場合の運営小委員会での結論の取り扱いをどうするかということ、それから2番目に選任方法をどうするか、それから3番目に、改めて、第1回の運営小委員会を8月18日(火)の午後1時30分から、第2回運営小委員会を8月20日(木)の午前10時から開催し、関係労使の推薦期限を8月7日(金)までにしたいというご提案がありましたので、順番に審議していきたいと思ひますが、その前に何かご質問等はいかがでしょうか。

(質疑なし)

○ 石塚会長

それでは、まず、関係労使の人数等に関してですが、1番目、関係労使の人数を、産別ごとに何人ずつにするかということ、それから、2番目に、可能な範囲で参加していただいて万一参加できなくても、本審では運営小委員会の結論を受け入れて審議するか、それとも受け入れないかという点について、各側のご意見を伺いたしたいと思います。

まず、労側、使側のそれぞれ、ご意見はいかがでしょうか。労側の方から。

○ 新内委員

去年と同じで、労使各1名ずつで、どちらかが、参考人が出られない場合も結論を受け入れるということで、労側はお願いしたいと思います。

○ 石塚会長

使側の方はどうでしょうか。

○ 濱上委員

今までと同じで結構です。

○ 石塚会長

どうもありがとうございます。それでは、昨年同様で、人数につきましては電気機械器具製造業関係で、労使各1名ずつ、それから自動車（新車）小売業関係で、労使各1名ずつ出していただくということにします。

そして、参加については、可能な範囲で参加していただいて、万が一参加できなくても、本審では運営小委員会での結論を受け入れて審議するというにしたいと思います。

続きまして、関係労使の選任の方法ですが、昨年同様、各側から推薦していただき、事務局あてに任意の様式に、該当する産別の件名と関係労使の所属団体、事業場名、職氏名、住所、電話番号等の連絡先を記載して推薦していただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚会長

最後に、関係労使の推薦期限と運営小委員会の日程ですが、関係労使の推薦期限は8月7日（金）までとして、第1回の運営小委員会を8月18日（火）午後1時半から、第2回の運営小委員会を8月20日（木）午前10時から、それぞれ開催することになっておりますので、委員の方々は日程の確保をお願いいたします。

それでは、5番目の議題「最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取り扱いについて」に入ります。これにつきまして、事務局から説明をお願いします。

○ 平松賃金室長

最低賃金法第25条第2項で、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正について調査審議を求められたときは、関係労使の意見の反映に特段の配慮を必要とし、関係労使を代表とする委員からなる専門部会を必ず設置しなければならないとなっておりますけれども、地域の関係労使の利害やご意見が必ずしも一様でない場合もございますので、関係労使の意向を十分に反映して慎重に最低賃金の決定を行うことができるように、専門部会の設置とは別に関係労使の意見を聞くことになっております。

この関係労使からの意見聴取につきましては、関係条文の一覧を、資料9の方でご用意しております。最低賃金法第25条第5項で、意見聴取について規定されております。最賃法第25条第5項によると、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」となっております。最低賃金法施行規則第11条第1項に基づいて、第1回本審の後に、関係労使からの意見聴取の公示を行いましたところ、別添の資料8のとおり、本年7月21日付けで鹿児島県労働組合総連合から要請書が提出されております。

この要請書の2枚目の記以下のところに、結論がまとめてありますが、「今年度の審議において、自主性を発揮した審議を行い、最低賃金を大幅に引上げ、1,000円以上にすること」、2番目「地域経済の活性化を図り、誰もが『健康で文化的な最低限度の生活』を営むために必要な全国一律

最低賃金制度を確立し、最低賃金1,500円を早期に実現すること及び、そのために必要な中小企業への支援策の充実を図ることを国に要請すること」、3番目「専門部会などすべての審議を公開していただきたい」、「意見陳述の機会を、委員選出団体以外にも与えていただきたい」という要望が記載されております。

意見陳述の取扱いにつきましては、今年も例年同様、審議日程が集中いたしますので、第1回本審で審議日程をご説明した際に、「意見書が資料8のように提出されることを想定して、8月4日の第1回専門部会で、例年と同様の枠組み、複数人でも時間は10分以内で意見陳述を受けることとさせていただきます」とご説明し、特にその場でご意見等もなくご了承をいただいております。

ただ、意見陳述の取扱いにつきましては、これまでその陳述を受ける専門部会でお決めいただききた経緯がございますので、8月4日の第1回専門部会の冒頭で、部会長・部会長代理の選出が行われたそのすぐあとに、その可否と、例年と同様の枠組みでよいかこれを正式にお決めいただき、その結論に従いまして、可とされた場合には、第1回専門部会の中で、金額審議の前に、意見陳述を受ける形にさせていただきたいと思っております。以上、私の方からの、ご説明でございます。

○ 石塚会長

ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明について、なにかご意見などございませんか。例年と同様のやり方でということになりますが、よろしいですね。

最後に、議題6の「その他」になりますが、事務局から何かありますか。

○ 壺屋室長補佐

第3回本審の開始時刻について、説明いたします。

第1回本審で、第3回本審につきましては、早期発効のため、専門部会が結審した同じ日に開催させていただきたいことをお願いしております。今後の専門部会は、8月4日（火）の第1回専門部会を除いて、8月5日（水）、7日（金）、11日（火）、12日（水）と4回設定しております。専門部会で結審の可能性がある8月5日（水）以降につきましては、本審のみの委員の皆様には、各専門部会終了後すぐに、事務局から、携帯電話やメールなどで、その日の本審開催の有無を連絡させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

また、専門部会終了後に、若干会場等を整えた後に本審を開始するため、審議の進行によりましては、お待ちいただくこともございます。どうぞ、ご了承ください。

○ 石塚会長

それでは、日程の確保につきましては、みなさんよろしく願いいたします。

今後は、第5回専門部会まで、日程が組まれておりまして、専門部会報告の結果のとおりとすることがどうか、再度、本審で審議するということとなりますので、よろしく願いいたします。

なかなかタイトなスケジュールですが、よろしく願いします。

他に何か審議することはございませんでしょうか、よろしいですか。

(意見なし)

○ 石塚会長

それでは、これもちまして、本日の審議会は終了させていただきます。

最後に議事録署名者の指名をいたします。労働者側は新内委員、使用者側は濱上委員にお願いしたいと思います。

それでは、以上で閉会いたします。長時間、どうもありがとうございました。

議事録署名

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
